

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	庭球場の利用料金改定(案) 修正案
1			値上げには大賛成。新しく整備されたスポーツ施設には、受益者負担の観点から、ある程度の利用料金の値上げもやむを得ないと思います。(今後の整備施設も同様と考えます。)	賛成のご意見として承りました。	無	
2			いつも楽しく利用させてもらっています。ひとりの利用者としては、現状のような低価格で申し訳ない位です。一般のテニスコート利用料と比べても大変お安く、しかも整備も行き届いている。200円程度の値上げは問題ありません。	賛成のご意見として承りました。	無	
3			私は現在仕事があるため、なかなか利用できません。しかし、私もテニス経験がありますので、退職後はまた始めようと思います。流山市は人口が増加し、都市化されるだけではなく、公園などの施設も整備されていることは素晴らしいことだと思います。 今回の価格の改定につきましては利用者が出来る範囲の負担をすることは、当然のことと思います。	賛成のご意見として承りました。	無	
4			私は、テニスコートは利用しないが、維持管理にけっこう市の予算が充てられていると思った。利用者がある程度負担するのは当然である。従ってその改定案には賛成である。	賛成のご意見として承りました。	無	
5			今後テニスをする環境が増えることは大歓迎です。人口も増加していますが予約を取りやすくなることを期待しています。管理や整備も大変ですし料金の値上げは問題ないと思います。	賛成のご意見として承りました。	無	
6			資料を見ると値上げも仕方ないと思うが市外の利用者の料金をもっと上げて市民がもっと予約が取りやすくないか。	賛成のご意見として承りました。また、頂きましたご提案につきましては、今後、他市の事例なども含め、研究してまいります。	無	
7			テニスコートの値上げについては、賛成。多額な整備費をかけているので、受益者負担もお願いしたい。	賛成のご意見として承りました。	無	
8			テニスコートだけでなく、有料の市施設について、莫大な費用を必要とする整備が行われているので、使用料の見直しは必要である。	賛成のご意見として承りました。	無	
9			テニスコートを利用しない者です。料金改定は、物価高騰の避けられないと思う。それでも一般で150円値上げは、27.3%アップとなっているため、急激な値上げにならないよう配慮されていると思う。	賛成のご意見として承りました。	無	
10			今の時代、受益者負担は当たり前、これほどテニスコート整備において、お金がかかっていることに驚いた。利用者さんにはとんとん負担していただいて、浮いたお金を他のスポーツ施設整備に回したらどうか。	賛成のご意見として承りました。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	庭球場の利用料金改定(案) 修正案
11			<p>テニス使用料の変更は物価高騰や人件費アップの諸事情によりやむを得ないと思 い、賛成いたします。 利用料変更に伴い、整備面でも是非ご検討をお願いしたいと思います。 運動公園ではコート増設、人工芝の張替え等の整備に取りかかっており、利用者 としては嬉しい限りですが、コミュニティプラザテニスコートも是非、以下の整備をお願 い致します。 1)コート脇の休憩スペース(ベンチ)及びその周辺の整備(現在は、鉄パイプ・トタン 屋根のため雨が降った後は下がぬかるんでしまう) 2)コートブラシ等の保管している物置、自販機周辺をコンクリート打つ等して整備し ていただきたい。 3)テニスコート内に日陰がないため日除け等が設置してあると良いと思います。(例 タープ等)</p>	<p>賛成のご意見として承りました。また、コミュニティプラザの附帯施設の改善につい ては、今後の整備に向けて参考にさせていただきます。</p>	無	
12			<p>提案 利用料金改定(案)の撤回又は値上げ額の減額を提案します。</p> <p>理由1 利用料金改定案700円/HIは近隣地域(松戸・柏・野田・三郷・吉川・越谷)公営 コート(下記ご参照)との比較において、突出して高い料金設定となります。「流山市 は街づくりのモデル、県下一住み易い街である筈！」コストON方式の再考をお願 いするものです。 《近隣の同利用料は次の通りです》 松戸市(栗ヶ沢)440円、柏市(富勢)510円、野田市(総合)540円、三郷市(早稲 田)500円、吉川市(運動)500円、越谷市(総合)400円</p> <p>理由2 受益者負担の原則の適用において、受益者100%負担適用にはその合理 性に疑念があります。今回は4つのコートの増設ではなく、既存4コートを廃設し、8 つのコートの新設することとなった為、工事総費用が高額なものになっています。通 常増設のケースとは異なるため、受益者負担比率の再考をお願いするものです。</p> <p>値上案に関する個々意見 1. 他グループの人達を含め約50人の意見を聞いたところ、概ね次の通りでした。 ・物価上昇等で年金・給与の実質収入が下がる中での準公共料金(市役所設備使 用料)の値上げは困る→約9割の意見 ・歓迎ではないが、利用料の値上げは仕方ない→約1割の意見 2. 工事計画段階で値上げが必要と認識されているはずなのに、工事の広報時には 公表せず、今になって突然の値上げ打診は納得できない。 3. 受益者負担はある程度理解できますが、健康増進・スポーツ振興の観点から市 からの補助も必要だと思う。 4. コート利用料は受益者負担100%として算出されているが、コート利用者も住民 税を納めています。コート利用者の納税分が自己の受益のために利用されない全額 負担方式には合点がいかない。</p>	<p>・他市の料金設定については、参考にさせていただきました。 ・施設の設置目的及びその性質から受益者負担割合を考慮しており、必需性、選択 制、非市場性、市場性の4つの視点から受益者と税との負担割合を定めました。庭 球場においては、選択制が高く、個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異な るもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているものとして受益者負担1 00%・税負担0%として算定しています。 ・今回の改定に関しては、施設そのものの新設工事費は含まれておりません。施設 の維持管理・維持補修費を受益者負担分として算出しています。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	庭球場の利用料金改定(案) 修正案
12			<p>5. 受益者負担なら、整備なしで現状維持の運動公園運動公園(1~4コート)及びコミプラコートを増やすのは何故でしょうか？(有料橋を新設して、隣接橋の橋を有料化または増やすようなものではないでしょうか？これは納得できないでしょう)</p> <p>6. 2023年4月からコート減少により、コート予約は大変厳しく四苦八苦しているのに「コート増設したのでハイ値上げはないでしょう。利用者の気持ちも考えて欲しい」という声もあります。</p> <p>* 派生した運営上の問題(要旨) コート備品(ネット、ブラシ、ホウキ等)の適時点検・修理、返金時の代理委任状の復権、他目的での駐車場利用制限等々「利用者視点」からの施設運営をお願いできると幸いです。</p>			
13			<p>1. 適用時期 基本方針を読むと1年間の費用を把握し計算を行うことになっている。つまり費用確定後、算出するようになっているため工事が終了してない物については、工事が終了し設備台帳において補修費が確定した後、計算を行い適用時期を検討すべきである。</p> <p>2. 改定金額の適用 料金改定を公園とコミュニティを一体化して算出している為、一定の割合で他の施設の補修費用を払うことになるため受益者負担の原則から外れてしまうので施設毎に分けて計算すべきである。</p> <p>3. 条件設定公園庭球場(8面)の人工芝費用算入 公園庭球場(8面)人工芝張新設分については市の資産に新規計上される物であり維持管理・補修費には該当しないので内訳表から削除すべきである。</p> <p>4. 条件設定公園庭球場(4面)の人工芝費用算入 人工芝の張り替えは請負者が変わっていると建設当時のメーカーが代わって素材が変わっていたり同じでもより耐摩耗性が優れているなどにより資産計上される場合があるが台帳の確認若しくは担当課への確認を行って計上しているのか。確認を行っていないなら1.に記載したとおり市の台帳に補修費であること又その金額が確定してから計上すべきである。 又、張り替えがR6年度中の予定であるとのことなので4月からの適用は受益者負担の原則から外れるので内訳表から削除すべきである。(あつては困るが何らかの理由で工事が延期若しくは中止になった場合その後の対応が難しいと思う。)</p> <p>5. 条件設定シェルターの算入 シェルターが何か分からないが上記同様、台帳修繕費・資産区分および計上金額の確認がなされているか。されていないなら適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>1. 体育施設の使用料設定に当たっては、“流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針”のP3、「2)体育施設・ギャラリー等の場合」により設定される場所ですが、会議室等のように一律に利用料金を算出することが難しい為、“料金改定算出根拠”のP1、「4-1施設運営に基づく工事等経費について」を条件設定として算出しています。</p> <p>2. 利用料金改定は、市内体育施設の庭球場における利用料金として算出しており、施設毎の算出は考えておりません。</p> <p>3. 体育施設の使用料設定に当たっては、“流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針”のP3、「2)体育施設・ギャラリー等の場合」により設定される場所ですが、会議室等のように一律に利用料金を算出することが難しい為、“料金改定算出根拠”のP1、「4-1施設運営に基づく工事等経費について」を条件設定として算出しています。</p> <p>4. 改定料金の適用時期については、改定時期より一部前後している人工芝張替工事もありますが、受益者負担として維持管理費・維持補修費の財源に充てさせて頂くものです。</p> <p>5. 体育施設の使用料設定に当たっては、“流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針”のP3、「2)体育施設・ギャラリー等の場合」により設定される場所ですが、会議室等のように一律に利用料金を算出することが難しい為、“料金改定算出根拠”のP1、「4-1施設運営に基づく工事等経費について」を条件設定として算出しています。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	庭球場の利用料金改定(案) 修正案
13			<p>6. 条件設定コミュニティプラザ(3面)の人工芝費用算入 人工芝の張り替えは請負者が変わっていると建設当時のメーカーが代わって素材が変わっていたり同じでもより耐摩耗性が優れているなどにより資産計上される場合があるが台帳の確認若しくは担当課への確認を行って計上しているのか。確認を行っていないなら1. に記載したとおり市の台帳に補修費であること又その金額を確認してから計上して下さい。</p>	<p>6. 体育施設の使用料設定に当たっては、“流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針”のP3、「2)体育施設・ギャラリー等の場合」により設定される場所ですが、会議室等のように一律に利用料金を算出することが難しい為、“料金改定算出根拠”のP1、「4-1施設運営に基づく工事等経費について」を条件設定として算出しています。</p>	無	